

令和3年3月10日

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の一部改正について

令和3年4月1日以降に執行する入札の最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきましては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基準とし、次のとおり一部を改正することとしたのでお知らせします。

記

- 1 最低制限価格
最低制限価格の設定範囲を70%～90%から75%～92%とします。
- 2 低入札価格調査基準価格
低入札価格調査基準価格の設定範囲を70～90%から75%～92%とします。